

令和2年5月11日

被保険者 各位

京都府農協健康保険組合
(公印省略)

緊急事態宣言の延長を踏まえた業務体制について

平素は、当組合の事業運営について格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急事態宣言につきましては、4日の政府対策本部において、5月31日までの延長が決定されました。

これを踏まえて、すでに4月17日付の文書「緊急事態宣言発令に伴う業務体制について」にてご連絡しておりますが、現行の「交替制勤務」を同宣言の延長期間中も維持することとし、業務受付時間も「10～15時の間」とさせていただきます。

被保険者の皆様には、多大なるご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、同宣言の再延長や解除、特定警戒都道府県の解除等がされた際の業務体制については、改めてご連絡申し上げます。